経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例 (平成29年度)

外部委員からの意見

取組事例

1月から施行される臨床研究法について、 臨床研究に係る倫理委員会と研究の企画 をできるだけ中央でしっかりしないと困 る。国から補正予算が出たので京都大学に 手本を作らせる。大変大事である。 平成30年4月1日から臨床研究法が施行されることに伴い、平成30年3月15日に国立大学法人浜松医科大学臨床研究審査委員会規程を制定後、認定臨床研究審査委員会として認められるために平成30年3月19日に厚生労働省へ認定申請し、平成30年3月30日に認定された。

看護学科の推薦入試が一般入試と殆ど変わらない。入試の違いによる選抜の特徴が薄まってしまわないか。我々も入学後の評価を行っており、入学当初の1~2年次は一般入試の方が成績が良いが、専門科目の高年次になるにつれ推薦の伸び率が高くなり、院の入学となるとさらに推薦入試の成績が高くなる傾向がある。評価の視点について、入学直後以外の視点も取り入れて今後分析していただきたい。

平成 31 年度推薦入試からセンター試験の結果も利用することとした上で、センター試験と個別検査等(小論文と面接)の配点比を1:1とし、小論文では論理的思考力や倫理観を問うような作題を実施、面接ではあらかじめ質問事項を設定するなど工夫して実施することで、アドミッション・ポリシーに適応した評価ができるよう変更した。